

**国民体育大会・学校の教育活動用に係る  
ゴルフ場利用税非課税に関する届出（証明）書**

年 月 日

特別徴収義務者（ゴルフ場）  
所在地 千葉県長生郡一宮町東浪見 3166  
名称 一の宮カントリー倶楽部 様

地方税法第75条の3に規定する非課税利用について別紙利用者名簿を添えて届け出ます。	
利 用	利用期日又は利用期間 令和4年 月 日から令和4年 月 日まで 日間
	非課税の種類（地方税法適用条項） 国民体育大会（1号） ・ 学校の教育活動（2号）
	利用者の代表者住所 （連絡先：電話又は携帯電話 - - ）
	利用者の代表者氏名 印
	利用人員 名 利用者名簿別添のとおり
	競技会の名称 令和4年度関東高等学校ゴルフ選手権冬季決勝大会・東関東地区予選

地方税法第75条の3に規定する非課税利用であることを証明します。	
学 主 校 催 の 者 証 又 明 は	主催者又は学校所在地
	主催者又は学校名称
	代表者名又は学長等名 印

特別徴収義務者記入欄	收受日 (受付印)	利用人員	非課税となる税額	本人確認 検印
	. .	人	円	

記載上の注意

- 1 この届出（証明）書は、ゴルフ場利用税の非課税適用を受ける場合に使用すること。
- 2 この届出書は、非課税の適用を受けようとする場合に、あらかじめ（原則利用日の5日前までに）ゴルフ場に届け出ること。
- 3 学校の教育活動に係る利用の場合は、一の競技会でも学校ごとに届出、証明をすること。
- 4 競技会の開催要領及び別紙第2号様式付表（非課税届出利用者名簿）を添付すること。
- 5 「代表者名又は学長等名」の欄は、国民体育大会に係る利用の場合は、本大会の場合には知事名、予選会の場合には県の教育長名を記載し、学校の教育活動に係る利用の場合は学長又は校長名を記載すること。
- 6 「非課税となる税額」欄には、軽減税率適用認定ゴルフ場であっても通常税率を記載すること。
- 7 「本人確認検印」欄は、利用者の本人確認をしたゴルフ場の従業員が必ず検印するものであること。

### 非課税届出利用者名簿

利用 年月日	届出番号	住 所	氏 名	生年月日	証明書種類	特別徴収義務者記入欄		
						非課税額 (通常税率)	受付番号	確認者の署名又 は検印
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
..				..	旅・免・保・学・他			
計								名

※記載上の注意

- 届出者 1 「証明書の種類」欄は該当するものを○印で囲うこと。
  - 2 「証明書種類」欄の「旅」は旅券、「免」は運転免許証、「保」は健康保険証等、「学」は学生証又は生徒手帳をいう。
  - 3 「非課税額（通常税率）」欄には、軽減税率適用認定ゴルフ場であっても、通常の税率を記載すること。
  - 4 「本人確認（検印）」欄は、利用者の本人確認をしたゴルフ場の従業員が必ずサイン又は検印すること。
- 特徴者 この名簿に記載された利用者がゴルフ場を利用する際に、別途「ゴルフ場利用税非課税利用者署名簿(届出書)」(別紙第1号様式)に署名した場合は、「特別徴収義務者記入欄」への記入は省略することができる。